

## 物品売買契約書

内容調査済

1 契約件名

2 売買代金額

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

3 納入期限 令和 年 月 日

4 納入場所

5 契約保証金 免除

上記の売買について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

買受人と売渡人は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

買受人 稲城市

代表者 稲城市長

印

売渡人 住所

氏名

印

(総則)

- 第1条 稲城市及び売渡人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の質疑応答書、図面等を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 売渡人は、稲城市が指定する仕様書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）までに契約書記載の納入場所において稲城市に納入するものとし、稲城市は、その売買代金を支払うものとする。
- 3 売渡人が納入すべき物品の品質については、仕様書に定めるところによる。仕様書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質を有するものとする。
- 4 売渡人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾、解除及び指示は、書面又はこれに準ずる情報通信の技術を利用する方法を用いて行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して稲城市と売渡人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して稲城市と売渡人との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び仕様書における期間の定めについては、この約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調定の申立てについては、稲城市役所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。  
（権利義務の譲渡等）
- 第2条 売渡人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、この限りでない。  
（監督）
- 第3条 稲城市は、稲城市の職員をして立会い、指示その他の方法により、売渡人の履行状況を監督させることができる。
- 2 前項の場合において、稲城市は、当該職員の氏名等をあらかじめ売渡人に通知しなければならない。  
（履行の中断）
- 第4条 稲城市は、必要があると認めるときは、売渡人と協議の上、この契約の全部又は一部の履行を中断することができる。
- 2 稲城市は、前項の規定により履行を中断させた場合において、売渡人が履行の中断に伴う費用を必要とし、又は売渡人に損害を及ぼしたときその他必要があると認められるときは、納入期限又は売買代金を変更しなければならない。  
（事情変更による契約内容の変更）
- 第5条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令の制定改廃、争議行為、輸送機関、通信回線等の事故その他の不可抗力により、契約の全部又は一部の履行に遅滞を生じ、又は履行が不能に陥った場合においては、稲城市及び売渡人のいずれもその責めを負わない。ただし、稲城市及び売渡人は、これらの事由により契約の履行に支障を生じたときは、当該事由の発生した旨等を速やかに相手方に通知するとともに、回復するために最善の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 前項本文に規定する場合において、この契約の履行が困難であると認めるに足りる合理的な理由があるときは、その状況に応じ稲城市と売渡人とが協議の上、売買代金、納入期限その他の契約内容を変更することができる。  
（売渡人の請求による納入期限の延長）
- 第6条 売渡人は、その責めに帰さざる事由により納入期限までに物品の納入を完了することができないと認めるときは、稲城市に対し、その理由を記した書面により、納入期限の延長を求めることができる。この場合において、稲城市は、当該求めを適当と認めるときは、売渡人と協議の上、納入期限を延長するものとする。  
（稲城市の請求による納入期限の短縮等）
- 第7条 稲城市は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、売渡人に納入期限の短縮変更を請求することができる。
- 2 稲城市は、この約款の他の条項の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、売渡人に対し、通常必要とされる期限に満たない期限への変更を請求することができる。
- 3 稲城市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは売買代金を変更し、又は売渡人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
（納入期限の変更方法）

- 第8条 納入期限の変更については、稲城市と売渡人とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、稲城市が定め、売渡人に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、稲城市が売渡人の意見を聴いて定め、売渡人に通知するものとする。ただし、稲城市が納入期限を変更すべき事由が生じた日（第6条の場合にあっては、稲城市が納入期限の変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては、売渡人が納入期限の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、売渡人は、協議開始の日を定め、稲城市に通知することができる。  
(売買代金の変更方法等)
- 第9条 売買代金の変更については、稲城市と売渡人とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、稲城市が定め、売渡人に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、稲城市が売渡人の意見を聴いて定め、売渡人に通知するものとする。ただし、稲城市が売買代金を変更すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、売渡人は、協議開始の日を定め、稲城市に通知することができる。
- 3 この約款の他の規定により、売渡人が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に稲城市が負担すべき費用の額については、稲城市と売渡人とは協議して定める。  
(仕様書の変更方法等)
- 第10条 仕様書の変更については、稲城市と売渡人とは協議して行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、稲城市が定め、売渡人に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、稲城市が売渡人の意見を聴いて定め、売渡人に通知するものとする。
- 3 稲城市は、第4条、第7条又は前条の規定により売買代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、売買代金の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて、前2項に規定するところにより、仕様書を変更することができる。
- 4 前項の場合において、稲城市が売買代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、売渡人は、協議開始の日を定め、稲城市に通知することができる。  
(納品)
- 第11条 売渡人は、物品を納入するときは、同時に稲城市に納品書を提出しなければならない。
- 2 前項の納品書に記載すべき事項は、稲城市が指定するものとする。
- 3 売渡人は、物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、仕様書にて特別の定めがある、又はあらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 売渡人は、稲城市に納入した物品を持ち出すときは、事前に稲城市の承諾を受けなければならない。ただし、次条に規定する検査に不合格と認められた物品については、この限りでない。  
(検査)
- 第12条 稲城市は、前条第1項に規定する納品書の提出を受けたときは、提出を受けた日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。この場合において、稲城市は、必要があると認められるときは、あらかじめ売渡人に対し、検査を行う日時及び場所を通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、稲城市は、必要があると認められるときは、その理由を売渡人に通知して、物品を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、売渡人の負担とする。
- 3 売渡人は、第1項の通知がなされた場合は、稲城市の行う検査に立ち会わなければならない。ただし、稲城市が売渡人に立会いを求めても売渡人が応じないときは、稲城市は、売渡人の立会いを得ずに検査することができる。この場合において、売渡人は、その検査の結果について異議を申し立てることができない。  
(減価採用)
- 第13条 稲城市は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しない場合であって、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、通常使用する上で支障がないと認めるときは、売買代金を減額して採用することができる。
- 2 前項の規定により売買代金から減じる額については、稲城市と売渡人とは協議して定める。
- 3 前2項の規定により売買代金を減じた場合においては、前項に規定する協議の成立をもって、前条第1項の検査に合格したものとみなす。  
(引換え又は手直し)
- 第14条 稲城市は、第12条第1項本文に規定する検査をした場合において、納入された物品の全部又は一部が当該検査に合格しないときは、前条に規定するほか、売渡人に対し、相当の日数を指定して、引換え又は手直しを命ずることができる。この場合において、当該引換え又は手直しに係る費用は、売渡人の負担とする。
- 2 前項の場合において、売渡人は、引換え又は手直しを行い、仕様書に適合した物品の納入と併せて納品書を提出しなければならない。
- 3 前項に規定する納品書の提出は、第11条第1項に規定する納品書の提出とみなし、第12条の規定を準用する。  
(引渡し)

- 第15条 物品の引渡しは、売渡人が第12条第1項本文（前条第3項において準用する場合を含む。）に規定する検査に合格した時点をもって完了したものとみなす。  
（危険負担）
- 第16条 前条の規定により引渡し完了する以前に生じた物品についての損害は、すべて売渡人の負担とする。ただし、稲城市の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。  
（売買代金の支払）
- 第17条 売渡人は、第12条第1項本文（第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する検査に合格したときは、稲城市に対し、売買代金の支払を請求することができる。
- 2 稲城市は、前項に規定する請求があったときは、その日から起算して30日以内の期間（以下、「約定期間」という。）に売買代金を支払わなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 3 稲城市が、その責めに帰すべき事由により第12条第1項の期間内に検査を行わないときは、その期限を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 稲城市は、約定期間内に売買代金を支払わないときは、売渡人に対し、遅延日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が稲城市に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間内に売買代金を支払わないことにつき第5条本文に規定する不可抗力その他の特別の事由がある場合は、この限りでない。  
（契約不適合責任）
- 第18条 稲城市は、第15条の規定により引渡しを受けた物品の全部又は一部に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、売渡人に対し、相当の期間を定めてその修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、履行の追完に過分の費用を要するときは、稲城市は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、別に定める場合を除き、第15条に規定する引渡しの日から1年（売渡人の故意又は重大な過失により生じた契約不適合については、10年）以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、契約不適合が稲城市の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、売渡人がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。  
（履行遅滞の場合の違約金）
- 第19条 稲城市は、売渡人が自らの責めに帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限を相当の期間延長することによって物品を納入する見込みがあると認めるときは、当該相当の期間にわたり、納入期限を延長することができる。
- 2 前項の場合において、稲城市の請求があったときは、売渡人は、稲城市に対し、その履行遅滞について遅延違約金を支払わなければならない。この場合における遅延違約金の額は、履行を遅滞した日数（第12条第1項本文（第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数を除く。）に応じ、売買代金（この契約が、単価をもって売買代金を定めた契約であって、稲城市が個別に数量、納入期限等を定めて発注、注文等を行うことによってその都度内容が確定するものであるときは、稲城市が発注、注文等をした物品のうち、売渡人が納品を遅滞した部分に相当する代金とする。）に、遅延利息の率を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 前2項の規定は、売渡人が第14条第1項本文に規定する引換え又は手直しを命ぜられた場合について準用する。  
（稲城市の催告による解除権）
- 第20条 稲城市は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 売渡人が、納入期限（前条第1項の規定により納入期限を延長したときは、当該延長後の納入期限とする。）までに物品を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入が完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第14条第1項又は第18条第1項に規定する履行の追完等が行われないうとき。
- (4) 売渡人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をした

とき。

- (5) 売渡人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、この契約に基づく稲城市の監督、検査等の実施を妨げたとき。  
(稲城市の催告によらない解除権)

第21条 稲城市は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。  
(2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。  
(3) 売渡人が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。  
(4) 売渡人の債務の一部の履行が不能である場合又は売渡人が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないと稲城市が認めるとき。  
(5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を経過したとき。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、売渡人がこの契約に基づく債務の履行をせず、稲城市が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかに認められるとき。  
(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に該当するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。  
(8) 売渡人が、第24条の規定によらず、この契約の解除を申し出たとき。  
(9) 売渡人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。  
(10) 売渡人の役員若しくは使用人（個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届け出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している社員をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。  
(11) 売渡人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与し、又はこれらに準ずる行為によって暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。  
(12) 売渡人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用する等していると認められるとき。  
(13) 売渡人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。  
(14) 売渡人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  
(15) 売渡人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当するものであることを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。  
(16) 公正取引委員会が、売渡人に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。  
(17) 売渡人（売渡人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられることが確定したとき。  
(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 売渡人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金として売買代金（この契約が、単価をもって売買代金を定めた契約であって、稲城市が個別に数量、納入期限等を定めて発注、注文等を行うことによってその都度内容が確定するものであるときは、稲城市が既に発注、注文等をした物品に係る代金の総額とする。）の10分の1に相当する額を、稲城市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合  
(2) 売渡人がその債務の履行を拒否し、又は、売渡人の責めに帰すべき事由によって売渡人の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 売渡人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 売渡人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 売渡人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (協議解除)

第23条 稲城市は、必要があるときは、売渡人と協議の上でこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、売渡人に損害が発生したときは、稲城市は、当該損害の発生について故意又は重大な過失がある場合に限り、その損害（直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。）を賠償しなければならない。
- (売渡人の解除権)

第24条 売渡人は、次の各号のいずれかに該当するときは、稲城市に対し何らの催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定によりこの契約の履行を中断した場合において、当該中断の期間が、契約日から納入期限までの期間の3分の2を超えたとき。ただし、その中断が履行の一部のみに止まる場合は、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中断が解除されないとき。
- (2) 第10条の規定により仕様書を変更したため、売買代金の3分の2以上を減ずるに至ったとき。
- (3) 稲城市の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。
- (解除に伴う措置)

第25条 稲城市は、第20条第1項、第21条第1項第10号から第17号まで、第23条第1項及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合であって、売渡人が既に納入を完了した物品があるときは、稲城市と売渡人とが協議の上、当該物品を検査し、当該検査に合格した部分に相応する売買代金を売渡人に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に伴う損害賠償の予定)

第26条 売渡人は、この契約に関して第21条第1項第16号又は第17号のいずれかに該当するときは、稲城市がこの契約を解除するか否かにかかわらず、稲城市に対し、売買代金の10分の3に相当する額を賠償金として支払わなければならない。物品の引渡後についても同様とする。ただし、同条第17号のうち、売渡人に対して、刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、稲城市に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分に係る賠償の請求を妨げない。

- 3 前2項の規定は、この契約の終了にかかわらず、引き続きその効力を有する。
- (賠償金等の徴収)

第27条 稲城市は、売渡人がこの契約に基づく賠償金、違約金等の全部又は一部を稲城市の指定する期間内に支払わないときは、当該賠償金、違約金等の残額に、当該指定する期間を経過した日から売買代金支払の日までの日数に応じ遅延利息の率に基づいて計算した利息を付した額と、稲城市の支払うべき売買代金とを相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合においては、稲城市は、売渡人から遅延日数につき遅延利息の率に基づいて計算した額の延滞金を徴収する。
- (相殺)

第28条 稲城市は、売渡人に対し金銭債権を有するときは、売渡人が稲城市に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができるものとし、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(自動車の使用に関する特則)

第29条 売渡人は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）その他の法令又は条例等に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用しなければならない。

- 2 稲城市は、売渡人が使用し、又は使用させる自動車の前項に規制に適合するものであることを確認する必要があると認めるときは、売渡人に対し、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求めることができる。この場合において、売渡人は、速やかに当該求めに応じなければならない。

- 3 売渡人は、この契約に当たって使用する、又は使用させる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている車両を使用しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する事項)

第30条 売渡人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関す

る法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第31条 この契約に係る仕様書の記載事項の解釈について疑義を生じ、又は仕様書に定めのない事項については、稲城市と売渡人 とが協議の上、これを決する。